

第20江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和3年11月10日(水)
招集場所 江府町役場2階多目的室

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席 農業委員(10人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	松本 良史	7番	遠藤 功
2番	船越 征子	8番	奥田 隆範
3番	本高 善久	9番	山本 信男
4番	加藤 直行		
5番	松原 憲治	11番	長尾 保
6番	梅田 茂		
	見山 収		谷口 一郎
	宇田川 保		竹内 求
	神庭 良昌		

欠席 農業委員(0人)・農地利用最適化推進委員(0人)

職員及び関係者 局長 松原 俊二

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

- 第1号議案 農用地利用集積計画(案)について
- 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について
- 第4号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

3番委員 本高 善久 9番委員 山本 信男

事務局： 皆さんおはようございます。定刻となりました。本日は委員さん10名、推進委員さん5名、皆さんお揃いでございます。早速第20回江府町農業委員会総会を始めさせていただきます。それでは会長の方から挨拶を頂戴いたします。

会長： 改めておはようございます。本日は第20回の総会にご参集いただきまして有り難うございます。先週5日金曜日、鳥取県農業会議主催の特別研修会、お忙しい中9名の皆さんにご出席を頂きました。本当にありがとうございます。特に全国農業会議所専門員による「人・農地プランの実質化を確実に進めて行くために」と題した講演は、今後我々が本町で農地利用の最適化を進めて行くうえで、大変有意義な公演ではなかったかなという風に感じております。本日の総会は議事4件でございます。それから町長に提出する意見書原案の提案をいたします。農業委員会として皆様のお考えを反映した意見書となる様に、十分にご審議を頂きたいという風に考えております。また総会終了後、概ね大体10時30分くらいから、日野振興センターの栃本所長さんによる講演、研修の予定をいたしておりますので、この一連の対応につきましてよろしく願い申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。

議長： それでは総会審議に入らせて頂きます。まず出席確認でございますが、本日の出席委員数は委員会会議規則第5条により、委員定数の過半数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告いたします。次に議事録署名委員の指名でございます。署名委員を議長が指名することにご異議はございませんか。

委員： 異議なし（全員）

議長： ありがとうございます。それでは議事録署名委員に議席番号3番の本高委員さん、議席番号9番の山本委員さんをお願いをいたします。尚会議書記は事務局を指名します。続きまして日程に従い報告事項、合意解約がございますので、事務局よりご報告を申し上げます。

事務局： はい、お手元の資料2ページをご覧ください。使用貸借の解約通知がございましたのでご報告をいたします。受付番号33番、農地が大字〇〇字〇〇〇〇△△△△番他全部で△筆、合計面積が△、△△△㎡の〇でございます。地図を3ページに付けております。貸人が〇〇〇の〇〇〇〇さん、借人が〇〇の〇〇〇〇さん、平成△△年△月△日から△年間の契約でございましたが、この度△△月△△日を持って合意解約の成立と言う事でございます。期間が△年△△カ月と言う事でございます。尚こちらの農地につきましては、次に借りる方がおられると言う事でございます。来月こちらの方を諮らせてもらいます。以上です。

議事： 以上報告内容につきまして、皆様方よりご意見、質問はございますか。無い様でございますので議事に入らせて頂きます。議案第1号、農用地利用集積計画（案）につきまして、議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。

事務局： はい、議案第1号、農用地利用集積計画（案）につきましてお諮りを申し上げます。お手元の資料5ページをご覧ください。今回3件挙がっております。何れも新規でございます。順番に内容の説明をさせていただきます。申請番号81番、農地が大字〇〇字〇〇〇△△△△番他全部で△筆、合計面積が△、△△△㎡の〇でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇〇〇さん、借受人が〇〇の〇〇〇〇〇〇さん、〇〇の作付け予定で、賃料は〇〇、令和△年△△月△△日までの契約でございます。地図を12ページに付けております。続きまして申請番号82番、大字〇〇字〇〇〇〇△△△△番、△△△㎡の〇でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇〇〇さん、借受人が同じく〇〇の〇〇〇〇〇〇さん、〇〇の作付けで賃料は〇〇、令和△年△△月△△日までの契約でございます。地図を13ページに付けております。続きまして7ページ、申請番号83番、大字〇〇字〇〇△△△△番他全部で△筆、合計面積が△、△△△㎡の〇でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇〇〇さん、借受人が同じ〇〇の〇〇〇〇〇〇さん、〇〇、〇〇の作付け予定で、賃料は〇〇、令和△年△△月△△日までの契約でございます。地図を14ページに付けております。それぞれ借受人の方の農業経営の状況等につきましては、11ページに一覧を付けておりますのでご参照いただけたらと思います。以上です。

議長： はい、以上提案をいたしました。それぞれが新規案件ですので、担当の方からコメントを求めたいと思います。まず申請番号81番、〇〇の案件については、これはどちらになるでしょうか。

船越： はい。

議長： では船越委員さんお願いします。

船越： 借受人の〇〇さんですけれども、〇〇〇さんが〇〇を〇〇〇て〇〇〇〇でなかなか続けることが出来ないと言う事で、場所的にも〇〇さんの〇〇のすぐ目の前と言う事もありまして、〇〇さんのから引き受けてしましようかと言うかたちでこの案件が出ております。

議長： はい、ありがとうございます。申請番号82番、〇〇の案件につきましては、わたくしが現地確認をしまして、きちんと耕作をされております。〇〇〇〇さんは農業を中心に町内でも色々と多方面で活躍を頂いております。本件についてのお引き受けは妥当だという風に思っております。続きまして申請番号83番、〇〇の案件です。竹内推進委員さんにお世話になれますでしょうか。

竹内： はい、〇〇〇〇さんですけど、これまで〇〇の〇〇さんに作ってもらっておられたけど、〇〇さんがちょっと〇〇を〇〇〇て、〇〇〇〇さん自体も〇〇があまり〇〇なくて、近所の〇〇〇〇さん、彼は元気でやっておりますので、〇〇、〇を作ると言う事を出させて頂いております。

議長： そうですか。ありがとうございます。以上それぞれ補足コメントを頂きました。議案

れをすとなればお金も掛かる事だろうし、もっといい方法はないだろうか。

議 長： 事務局長最初言われたけど、これを農地とみなさずに、いわゆる〇〇の扱いで対処する事と言うのは出来ないんですか。そこが釈然としないと言う言い方はいけないかもしれないけども、形式主義からするとこれなんですけど、実態とすればちょっと違うかなと言う感じはするけど、松原代理、どんな風にこれ考えられますか。

松 原： これを見るとあきらかに農地パトロールもしていて、〇〇〇と言うか〇〇とか〇〇になっていると思うんです。だから多分〇〇〇〇だから良く分からないですけども、ここだけではなく全て、山林も含めて全部〇〇すると言う事になれば、その中に一つたまたま台帳上は〇になっているからと言う事ではないかと思います。だからこれは非農地証明をすれば農業委員会の関係はなくなってしまいうんですけど。

宇田川： やっぱり登記上はいるわけでしょう、

松 原： それはいますよ、何にしても。〇〇〇〇をしようと思うと。

宇田川： そうすると山林の場合と農地の場合とお金が違うわけでしょう。

松 原： 結局〇〇〇がかかって来るので、その評価が違うので田んぼと山林では、原野にしておけば少ないでしょうね。

宇田川： その辺も農業委員会として今後指導して行くと言う事も大事じゃないかなと思う。そう言った事も考えて行かないと。

議 長： 分かりました。これは農地パトロールでもう原野、農地以外だという風に判定しているだろうと思います。ところが我々農業委員会の事務処理の流れの中で、まだ農地台帳の変更になっていないし、法務局の一括登記も変更になっていないですよ、だったらその間に農地として扱いで出て来ているのならば、形式的に受けざるを得ないのではないですかね、そんな感じがします。これは農地パトロールで原野と言うことになったでしょ。農地外と言う事で判定をしていますよね。

事務局： パトロールで既にB判定になっています。

議 長： パトロールで1回は見ていますかこの物件は。見ていたら後は農業委員会の手続きが、言葉は悪いけど、遅延をされていて農地台帳も法務局の登記も変わってないと言う事になれば、農業委員会として形式論でこのままいく以外にはないと私は思います。

松 原： ただここは地籍調査が終わってれば法的にも上がっていると思うんですけど、現況主義ですから、それはなされていないかどうか。

議 長： ○○はまだ地籍調査は入っておられないですね。

遠 藤： 地籍調査はしましたけどれも、ここら辺はしてないです。ここから上がしてあります。

長 尾： 司法書士さんと相談してやっておられるのではないですか。

事務局： 司法書士さんと相談してやっておられます。

長 尾： おそらくこれは違法でなければ認めざるを得ないので、これ自体が間違いでなければ認めてあげた方が良くはないかなと思います。今から非農地証明してあげても、地目変更にお金があるし、それから相続をする様になるとお金が掛かるので、司法書士さんと相談してこうして下さいと言う話になっているのではないかと思うけれども。急いでおられますか。

事務局： 急いでと言うか、今、しておられます。

議 長： 私が提案する立場なんですけど、もう少し順序を追って我々に説明をして頂かないと、○○を表を出して農地ですよと言う事では、何れにしても今申し上げた様におそらく○○の○○○○の中でたまたまこの物件が入っていたと、本件については農地パトロールで農地外だと言う判定をしていると、その手続きを農業委員会として担うべきところ手続きがまだ完了していないと、従って現時点では形式主義でこの判定をすると、提案に対して良とすると言う様に整理をしたい、従って原案とおりの承認をしたいと言うのが私の考え方です。その他ご意見もあった様でございますので、採決を取らせてもらってよろしいでしょうか。

委 員： はい。

議 長： それでは議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。続きまして議案第3号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について、提案説明をお願いします。

事務局： 資料が17ページからになります。議案第3号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申についてお諮りしたいと思います。18ページでございます。農地でございますけども、大字○○字○○○△△△△番でございます。面積が△△△㎡、台帳地目が○でございます。申請者は○○○○○さん、こちらの除外の内容でございますけども、18ページの7番の方に伺っております。○○○○○さんが○○でおられます○○○○○

が、江府町の旧庁舎の方でもロケをされていると言う様な映画になっているようです。こちらは参考に頂けたらと思います。続きまして次回の農業委員会総会でございます。開催が令和3年12月14日火曜日、午後1時30分から江府町役場1階防災会議室を会場にお願い出来たらという風に思います。尚総会后に町長との意見交換会と言う予定でおりますので、よろしくお願いたします。次回の農地相談会、11月18日木曜日、時間は1時半から3時半まで、江府町役場1階相談室1で谷口推進委員さんと神庭推進委員さん、お世話になります。来月、次々回の農地相談会ですけれども、12月19日日曜日、時間は同じく1時半から3時半まで、場所は防災情報センター1階自主防災室を会場に行います。担当頂きます委員さんは、松本委員さんと加藤会長でございます。以上でございます。

議 長： はい、その他について説明をいたしました。次回の総会12月14日は午後と言う事になりますが、町長の日程がこの辺りで取れるそうでございますので、この時に総会をやってその後に意見書の交付並びに町長と本町の農業振興に係る意見交換会を皆さんと一緒に全体で行いたいと思います。それでは意見書について審議を頂きたいと思います。お手元の資料をご覧ください。意見書の項目を私が読み上げて、それで皆さんのご意見を伺いたいと思います。これは今まで皆さんからいろいろご意見を頂きました。それから6名で成る草稿委員会も2回開催して、さらに踏み込んだお考えを聞きました。それらを取り纏めたうえで、喫緊の課題である米価下落の経営支援を一つ、それからもう一つは、集落地域営農について、それから、奥大山農業公社の事業と展開方向と言う事で、今回は絞って町長の方に提案をしたいと思います。それでは読み上げる形でご提案を申し上げます。（意見書の読み上げ）以上3点に絞った案です。項目、その内容について皆さん方のご意見を伺って、それをまた加執修正をして、正式案として整えたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

長 尾： 一つ気付いた事を言っても良いですか。奥大山農業公社のところで、ちょうど真ん中の所に肥育センターと出てきますが、堆肥センターです。

議 長： すみません。

竹 内： ちょっといいですか。公社のところで、地元の若者を育てると言う事を入れて欲しいです。公社を充実してくれと言う要望ですが、協力隊ではなく地元の若者を育てる、それらはどういう人であるかと、やってきたら良いのではないかと思います。

議 長： 分かりました。体制整備をしないとイケませんので、代表理事の常勤の事ばかり謳っておりますけれども、そういう要員体制の整備で地元の若者を、声をと言うか対応して核になっていただく、入れます。分かりました。

長 尾： 良いですか。なかなか人の分を直すと言うのは、人から言われるのはあまり良い気はしませんが、申し訳ないですけど、米価下落の一番下の琴線に触れると言う言葉は、私自体あまり意味が良く分からないです。簡易な分かり易い言葉に直してもらう事はでき

ませんか。

議 長： 琴線ですね。これは凄くこだわりがある所で、最初は当年度の赤字の補填とか、それから来年度生産の費用の一部支援とか、と言う事を最初は書こうかと思ったんですけども、いろんな書き方があるものですから、要は、町長に対して、町長の気持ちに訴えると言うか、これはキンセンと言うんですけども、あまり赤字補填をお願いします。来年度生産支援の一部をお願いします。と言うギラギラしたものではなしに、やはり江府町政を担っておられる方に対して、農業者の厳しい現状を訴える一番の表現だなと思って、ここは拘りがありますので、これはこのまま残してください。申し訳ない。

宇田川： 町長に分かってもらえたらいいけど。

本 高： 私は会長さんの意見に賛成でございます。良く分かります。

議 長： 本当に、農業の事をどこまで理解してもらっているかな、町長お願いしますよと言う、それにどんな風にして町長が、「そこまでは出来ないけど、それでもこれくらいなら何とかやってやる」という部分を出して頂くために、琴線を言う言葉を使ったんです。

遠 藤： もろに出しますと、それは日本の問題だと言う事になりますので、やはり町長の考えを聞いてみたいと思います。

議 長： ですから、そう言う中で一方通行ではないですので、出した後に意見交換をしますので、その中で町長さんに具体的には赤字補填をお願いしますとか、それは口頭で言って頂いても別に構いません。その後に意見交換をしますので、松原代理いかがでしょうか。

松 原： 今まで何年も建議書を出して、それから意見書も出したんですけど、今までで一番格調の高いような感じがします。ただこれに対して町がどう回答をするのか、町長がどういう意見を出すのか、非常に見ものだと思ったんですが、さっきもありました、琴線に触れる、農家の方が感動するような事を言ってくれたら良いかなと思っているんですけど、さっき言われたように、議会だよりを見たら、芦立議員だったか同じことを言っているんです。補填してくれと、それは国の問題でしょうと言っています。町の問題としてないんです。

議 長： 議会だね。

松 原： はい、議会で、たぶんそう言う回答になるのではないですか。国がやるでしょうと言う感じではないですか。

遠 藤： それは思います。

松 原： 町として補填とかは考えないのではないのでしょうか。米価の下落は国の問題ですと。

宇田川： だけどそれによって補填する、協力する市町村があるとするなら、やっぱり町としても、周りを見て出来る範囲の事はします。なら分かるけど、どこもしないと言うならばそれではないかもしれない。

議 長： その他いかがでしょうか。それでは、今出た意見を加執修正して、大変申し訳ありませんけど、後一任をして頂けませんでしょうか。

委 員： はい。

議 長： ありがとうございます。それでは加執修正をさせて頂きまして、12月に冒頭事務局長の方がご案内しましたとおり、14日お昼から町長の予定が取れる様ですので、総会が終わった後に町長に対して成案化された意見書の施行式と言うか、渡して、引き続きその後にこの要請文を読み上げる形で町長の方に要請をして、それに対して町長から口頭で回答を頂くと、その後にこの問題を中心に他にもいろいろ皆さんから意見が出ましたが、それらを含めて町長と意見交換をすると、こう言うスケジュールで12月の総会運びたいと思いますので、ご承知おき頂きたいと思います。それでは事務局長お願いします。

事務局： 本日は長時間にわたり研修から意見書の素案につきまして、いろいろ協議をして頂きましてありがとうございます。何かございますか。会長以上でよろしいですか。

議 長： よろしいです。

事務局： 長時間ありがとうございました。

令和 年 月 日

署名委員 3番委員

署名委員 9番委員